

始福長障第 471 号
令和 4 年 7 月 14 日

相談支援事業所 各位

始良市福祉事務所長
(公 印 省 略)

障害福祉サービスの暫定支給及び就労アセスメントの
取扱い等について (通知)

日頃より、本市福祉行政にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、表題の件につきまして、従前、平成 29 年度に発出した通知等に基づく運用を行っておりましたが、当該内容について、一部修正が必要な記載が見られたこと、また、本市の現状を鑑みて運用状況の見直しが必要とみられたことから、今後、別紙の内容に運用を改めることとします。

お手数ですが、別紙の内容を確認いただき、対応くださいますようお願いいたします。

【運用内容の変更日】

令和 4 年 7 月 15 日以後の支給決定から

【主な変更内容】

就労アセスメントの期間について、個々の状況に応じた対応を可能とするため、最低 5 日間以上設けることとします。(特別支援学校に在学中の生徒及び 18 歳以上の障害者いずれも、同様の取扱いとします。)

本件問合せ先
〒899-5492 始良市宮島町 25 番地
始良市長寿・障害福祉課 障害者福祉係
TEL 0995-66-3111 (内 123・274)
e-mail shogai@city.aira.lg.jp

暫定支給について

1 暫定支給の基本的な考え方

訓練等給付に係る障害福祉サービスについては、障害者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適正に応じ、より適切なサービス利用を図る必要があります。

そのため、利用を希望するサービスについて、「当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向確認」と「当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間」として、暫定支給期間を定めています。

2 対象となるサービス

- (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練、宿泊型自立訓練）
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援 A 型

ただし、次の対象者は除きます。

- (1) 基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者
- (2) 就労移行支援（養成施設）の利用者
- (3) 支給申請時において、すでに暫定支給決定時に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないと判断される利用者
- (4) 同一の指定障害福祉サービス事業所において、過去に利用を希望するサービスを利用したことがあり、改めて当該事業所でのアセスメントを要しないと判断される利用者

3 暫定支給決定の適用開始時期

平成 29 年 4 月 1 日以降の新規利用者

4 暫定支給決定期間

「1 か月以上 2 か月以内の範囲」で個別ケースに応じて設定する。

※ 原則的には支給決定日の属する翌月の末日（支給決定が月の初日である場合は、支給開始日の属する月又はその翌月の末日）を暫定支給期決定期間の満了日とする。

5 受給者証

暫定支給決定期間には、障害福祉サービス受給者証の（四）「訓練等給付費の支給決定内容」の予備欄に「暫定支給（利用サービス名）」と記載しておりますので、ご

確認ください。

6 暫定支給決定から本支給決定までの流れ

- ① 利用希望者は市に支給申請を行う。
- ② 市は、相談支援事業所からの計画案を基に「2か月の範囲」で暫定支給決定を行う。
- ③ サービス提供事業者は、次の書類を、暫定支給決定機関の終期の7日前までに市へ提出する。
 - I 暫定支給決定機関に係る訓練等給付事業評価結果報告書（別紙1）（市ホームページの「障害福祉関連様式集」に掲載しています。）
 - II アセスメント結果表（任意様式）
 - III 個別支援計画（任意様式）
- ④ 暫定支給決定期間経過後、利用者希望者が引き続きサービスの継続を希望する場合、市は、サービス提供事業者から提出があった③と、相談支援事業所からのモニタリング報告書の結果を踏まえ、本支給の要否決定を行う。
- ⑤ 本支給決定を行う場合には、利用希望者は再度、市に支給申請を行う。
 - ※ 相談支援事業所による再度の計画案の提出は不要です。
 - ※ 有効期間は、暫定支給決定期間を含めて最長1年間（就労継続A型の場合は3年間）とします。

7 その他留意事項

就労継続A型のうち、雇用契約を締結する利用希望者については、まず、暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後（本支給決定後）に改めて期間の定めのない雇用契約を締結してください。（利用希望者と暫定支給決定の初日から、期間の定めのない雇用契約を締結し、その後本支給の利用が決定されなかった場合、事業者に対当該利用希望者に解雇予告手当を支払う義務が生じるため。）

就労アセスメントについて

就労移行支援等において、アセスメントを実施する場合、アセスメントの期間については、最低5日間以上の期間を設けて、アセスメントを実施してください。

アセスメントの期間については、事業所又は個別ケースに応じて、設定してください。

なお、特別支援学校の生徒等が、在学中に長期休暇を利用し、就労アセスメントを

行うケースについて、当該期間において、生徒等が 18 歳に到達していない場合については、児童総合相談所の意見書が必要となります。サービスの申請書に加えて、事前にあセスメントを希望する生徒・保護者の同意書等が必要となりますので、事前に相談ください。